

原発事故当時、肺気腫等により2年以上にわたって避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）内の病院に入院していた被相続人（申立人らのうち6名が相続）について、原発事故後1週間のうちに2度転院して避難したこと等を考慮し、過酷避難状況による精神的損害30万円（中間指針第五次追補の定める目安額）及びその増額分15万円の賠償が認められるなどした事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3、同X4、同X5及び同X6（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 表明及び保証

申立人らは、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

- (1) 亡A（以下「被相続人」という。）が平成23年6月〇日に死亡し、申立人らが、被相続人の被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと
- (2) 申立人らの知る限り、申立人らが、被相続人の全相続人であること

第2 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

【損害項目及び期間】

亡A分

- 1、過酷避難状況による精神的損害（中間指針第五次追補第2の1）
自 平成23年3月11日 至 平成23年9月10日
- 2、過酷避難状況による精神的損害（中間指針第五次追補第2の1）増額分
自 平成23年3月11日 至 平成23年9月10日
- 3、生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補第2の2）
- 4、自主的避難等に係る損害（中間指針第五次追補第3）
自 平成23年4月23日 至 平成23年12月31日
- 5、重度又は中等度の持病による精神的損害（日常生活障害慰謝料）増額分（中間指針第五次追補第2の4、指針I）⑥
自 平成23年3月11日 至 平成23年6月30日

第3 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第2項所定の損害項目（同項所定の期間に限る。）に対する和解金として、金3,170,000円の支払義務があることを認める。

内訳)

亡A分

- 1、過酷避難状況による精神的損害（中間指針第五次追補第2の1）
300,000円
- 2、過酷避難状況による精神的損害（中間指針第五次追補第2の1）増額分
150,000円
- 3、生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補第2の2）
2,500,000円
- 4、自主的避難等に係る損害（中間指針第五次追補第3）
200,000円
- 5、重度又は中等度の持病による精神的損害（日常生活阻害慰謝料）増額分（中間指針第五次追補第2の4、指針I）⑥
20,000円

第4 支払方法

（省略）

第5 清算条項

申立人らと被申立人は、第2項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人が各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和6年12月12日

（仲介委員長 石原 弘隆、仲介委員 楯 香津美、同 藤原 靖夫）